



会務報告

第6回定時会員総会を開催



6月17日(月)11時より、名古屋市内のホテルにて一般社団法人東海日中貿易センター 2019年度(第6回)定時会員総会を開催し、会員67社が出席した。

開会に際し、大野大介専務理事兼事務局長より、欠席者より、議決権行使書が提出されており、定款第20条の規定による正会員の議決権の過半数に達し、本総会が成立していることが報告された。

議長を務めた小澤哲会長は冒頭の挨拶で、「良好な日中関係を背景に昨年5月李克強総理の来日以降、中国の要人が多数訪日され、3月以降も山東省、広東省、江蘇省、四川省などの書記・省長らが訪日された。5月末に江蘇省の婁勤儉・書記が名古屋を訪問された際、直接懇談をする機会に恵まれたが、書記から日本企業との協力関係の更なる強化

と、米中貿易摩擦について日本企業の過去の経験から中国企業に対するアドバイスを請われ、理性をもって忍耐強く対峙することと、企業として技術開発を進め、コストを下げ、競争力を高めることの2点が最も大切であるとお話をさせていただいた。米中貿易摩擦の解決には時間を要するとされる中、多くの企業を傘下に支える地方政府としてもその間において何ができるのか真剣に考えておられることが伺えた。一方、中国経済は米中貿易摩擦の影響もあり、現在調整局面に入っているが、内需主導の経済を目指す構造改革が着実に推進していること、更には法人減税・増値税の引き下げ等の景気刺激策も適宜打たれており、景気は大きく減退・底割れすることはないと思っている」と見解を述べた。

目次

会務報告 第6回定時会員総会を開催	1
一般社団法人東海日中貿易センター役員名簿	2
2019年度会員懇親会	3
会務報告 2019年度 第一回理事会	4
部会活動 東海日中海運懇話会2019年度総会・懇親会を開催	5
中国実務セミナー 中国知財戦略の再考のススメ ～中国特許法第4次改正を見据えて～	6

中国投資説明会 2019年煙台経済技術開発区(名古屋)投資説明会	6
交流記録	7
青島デスクNEWS	11
西安デスクNEWS	12
【寄稿】対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(8)	13
中国短信	17
中国経済データ	19

最後に、「多くの日本企業も、中国経済について現在は調整局面、中期的には安全成長との考えを持っておられるのではないか。欧米に対する遅れを取り戻すべく、ある意味今がチャンスと捉え、中国投資の拡大の動きに企業の逡巡はないように見受けられる。私共東海日中貿易センターとしても、会員企業の役に立てるべく、努力して参りたい」と述べた。

続いて、報告事項1. 2018年度事業報告、報告事項2. 2019年度事業計画及び収支予算、決議事項の第1号議案 2018年度計算書類の件、第2号議案 一部役員(理事)補選の件、第3号議案 監事補選の件について、大野大介専務理事兼事務局長より、説明並びに提案が行われた。

◇第1号議案 2018年度計算書類の件

計算書類とは、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書のことで、審議の結果、異議なく承認された。

◇第2号議案 一部役員(理事)補選の件

若林宏之副会長(㈱デンソー取締役副社長)の辞任により、新任理事候補者の白井定広・(㈱デンソー副社長)について説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

◇第3号議案 監事補選の件

昨年10月に川村悌式監事(㈱三晃社代表取締役会長)が逝去された後、1名が欠員となっており、新任監事候補者の川村晃司・(㈱三晃社代表取締役社長)について説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

一般社団法人 東海日中貿易センター役員名簿

会 長	小澤 哲	豊田通商(株)	シニアエグゼクティブアドバイザー (※代表理事)
副 会 長	岡谷 篤一	岡谷鋼機(株)	代表取締役社長
〃	豊島 半七	豊島(株)	代表取締役社長
〃	小川 謙	日本トランスシティ(株)	代表取締役会長
〃	藤森 利雄	名港海運(株)	代表取締役副会長
〃	高橋 明彦	鈴与(株)	取締役副社長
〃	嶋尾 正	大同特殊鋼(株)	代表取締役会長
〃	小笠原 剛	(株)三菱UFJ銀行	顧問
〃	長谷川泰之	ブラザー工業(株)	執行役員
〃	佐野 尚	イビデン(株)	執行役員
〃	尾堂 真一	日本特殊陶業(株)	代表取締役会長
〃	(新任) 白井 定広	(㈱)デンソー	副社長
専務理事	大野 大介	事務局長を兼務	(※業務執行理事)
監 事	深町 正和	(㈱)中京銀行	取締役会長
〃	(新任) 川村 晃司	(㈱)三晃社	代表取締役社長

(敬称略)

2019年度会員懇親会

6月17日(月)12時より、2019年度会員懇親会を開催した。

冒頭の挨拶で、小澤会長が東海日中貿易センターの役割について2点紹介した。まず1つ目として「程永華大使は9年の任務を終えられ先月離日された。程大使は任期中たびたび名古屋に訪問され、その折に民間交流・地方交流が非常に大事だということをお話をされておられ



小澤会長

た。5月2日の東京での壮大な送別レセプションの折にも、程大使は今日の正常な日中関係は地方交流、更には民間交流の分厚い積み上げがなければ決してなしえなかったのではないかという主旨の話をされた。地方においてその役割の一翼を担う東海日中貿易センターとして、以て肝に銘ずべしと感じた」と述べた。

2点目として「最近の東海日中貿易センターの事務局について、会長の私から言うのはいささか気が引けるが、大変実力をつけ来ているように思う。これまでの様々な交流を通じて、中国の中央政府、或いは地方政府の事務方との交流・連携が非常に厚くなってきており、中国全土の経済開発区との業務提携、会計事務所・法律事務所との連携等これまでの積み重ねをベースに事務局の実力が上がってきている。大野専務理事の言葉を借りると「よろず相談」がしっかりできる体制と実力がついてきたということかと思う。信用調査、或いは、土地の使用権に対する交渉、契約或いは税務問題、労務問題、環境規制に対する対応、そして撤退に至る相談まで八百万の相談に対してしっかり対応できる実力がついてきたのではないかとそんな風に思う。」と述べ、会員企業に向け、これまで以上に東海日中貿易センターの活用を呼びかけた。

次に、大野大介専務理事兼事務局長より、総会で選任された川村晃司監事(株)三晃社代表取締役社長)が紹介された。

続いて、来賓を代表して劉暁軍・中国駐名古屋総領事が「中日両国の首脳及び皆様の努力により中日関係は正常な軌道に戻り、その勢いを保っている。6月28日から大阪で開催される2019年G20サミットでは中日首脳会談が予定され、中日関係の更なる発展が期待される。今年は中華人民共和国成立70周年の節目であるが、日本とは共に協力パートナーで脅威にならないという両国首脳のコセンサスをしっかり実行に移し、双方の各分野におけるwin-winの協力を促進していかなければならない。

東海日中貿易センターは中国との絆が深く、中部地域と中国との貿易連携の優良な窓口として自らの優位性を発揮され、中日の経済貿易協力において積極的に取り組み、懸け橋としての役割を果たして来られた。今後もぜひ両国経済連携と地方交流・人的往来など素



劉総領事

晴らしい未来のため、ご協力・ご支援を賜りたい」と挨拶した。

乾杯の発声を、小笠原剛副会長が行い、「日本と中国は現在非常に良好な関係になっており、更に中国は建国70周年で、日中文化協力協定40周年、また日中青年交流推進年として、更にはG20ということ、習近平国家主席が首席就任後初めて来日をされると聞いており、両国の更なる連携強化がされればと期待している。」と挨拶した。

懇親会には、89名の会員に4名の領事館職員が参加し、大変和やかな雰囲気の中で、会員同士の交流が深められた。

2019年度 第一回理事会

5月29日(水)午後、名古屋商工会議所ビル5階D会議室にて、一般社団法人東海日中貿易センター2019年度第一回理事会を開催し、理事9名、監事1名並びに協議員16名が出席して、議案審議並びに事業報告が行われた。



石原和巳業務グループ長の司会により、冒頭で理事会定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣言した。

続いて、開会に先立ち小澤哲会長から「最近の中国情勢について以下の3点を紹介する。1点目は、最近中国要人の訪日頻度が高くなっていること。これは、日中関係が正常な軌道に戻っている事他に米国との間がギクシャクしている、或いはドイツの産業界においても多少中国に対する懸念が出始めているという事を含めて、中国政府の要人の海外出張が日本に向いており、地方政府の目から見ると日本企業の投資の拡大に対する企業誘致という側面も非常に強くあると思われる。

2点目は、米中貿易摩擦である。米中の貿易摩擦については、将来の技術覇権という様な難しい側面を持っており、中々容易には解決しないが、私は関税・輸出入に関して言えば、早晚どこかで妥協が図れるのではないかと思います。それは、米国の農産物、例えば大豆を中心として中国向けの輸出が止まると農家が大変苦境に陥るという事も背景にある。

3点目は、中国経済についてである。米中貿易摩擦の影響を受け、輸出が減退していることは事実である。これまで高い成長を続けてきた反動も含めて調整局面に入ることは必至と思う。然しながら、一方で大幅な減税策や地方政府の公共投資を許可していくような事から大きな底割れはないと思う。

これから投資を拡大しようとする日本企業から見れば、自由化政策を採り、外商投資法が成立し来年1月より施行されることなども含めて調整局面にあるリスクは、日本企業にとってはある意味ビジネス拡大のチャンスとも感じている。」と挨拶した。

続いて、小澤会長が議長を務め、第1号議案 新入会員の承認、第2号議案 2018年度事業報告及び計算書類等の承認、第3号議案 一部役員

について、第4号議案 監事の補選について、第5号議案 協議員の一部変更について、大野大介専務理事・事務局長が説明した。

○第1号議案 新入会員の承認について

定款第6条(入会)に基づき、入会申込書の提出があった矢島技研株式会社が承認された。

○第2号議案 2018年度事業報告及び計算書類等の承認

事業報告については、昨年10月と今年3月の理事会で既に報告している通り、一部延期した事業も年度内に執行することができ、事業計画に基づき全ての事業を執行することができたと説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

○第3号議案 一部役員

の改選案について 若林宏之副会長(株)デンソー取締役副社長)の辞任により、後任に臼井定広・(株)デンソー副社長を新任理事候補者として承認された。

○第4号議案 監事の補選について

昨年10月に川村悌式監事(株)三晃社代表取締役会長)が逝去された後、1名が欠員となっており、新任監事候補者として川村晃司・(株)三晃社代表取締役社長が承認された。

○第5号議案 協議員の一部変更について

副協議員長の森 克彦・モリリン(株)取締役相談役より交代の届を受け、理事会運営規則第16条(決議事項)に基づき、後任として森正志・モリリン(株)代表取締役社長が承認され、副協議員長を引き継ぐこととなった。

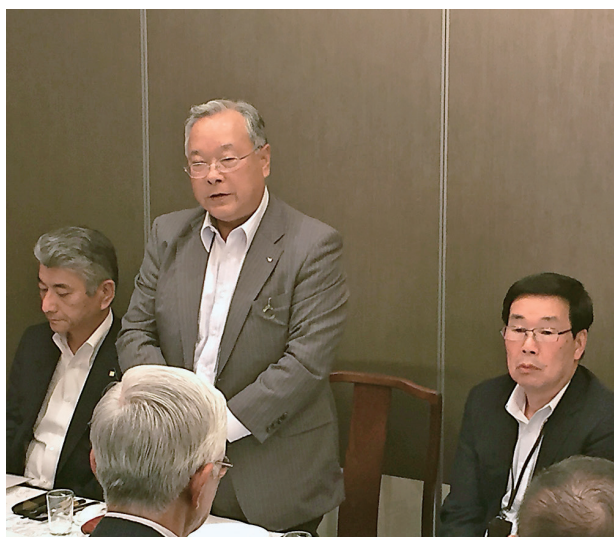
6月17日の定時会員総会で、2018年度計算書類等の承認、及び一部役員

の改選案、監事の補選については議案として提出することとなった。 続いて、報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況の報告及び報告事項2. 訪中報告 東海地方企業家訪問団について、大野専務理事・事務局長より報告が行われた。

東海日中海運懇話会2019年度総会・懇親会を開催

◇東海日中海運懇話会2019年度総会

6月7日(金)午後、当センターの港湾物流関係企業22社で構成する「東海日中海運懇話会」の総会を開催し、21社22名が出席した。



退任の挨拶をする飯田輝智会長

冒頭、同懇話会会長の飯田輝智・名港海運(株)専務取締役が、「今年6月に開催されるG20大阪サミットには習近平国家主席が出席する意向と聞いた。中国の建国70周年という節目の年に、日中関係は更なる飛躍を遂げるのではないかと思う。また、中国が提唱する「一帯一路」発展戦略の推進に伴い、中国国内の港湾、鉄道、高速道路の整備が益々進み、物流事業は年々大きく発展する中、我々のビジネスチャンスも更に増えていくのではないかと」と期待を述べた。

総会は、飯田会長が議長を務め、2018年度事業報告では、11月6日～9日に「第1回中国国際輸入博覧会・視察会」を実施したこと等を佐合亨業務グループ担当が説明した。

決議事項として「第1号議案」の2018年度収支決算報告並びに監査報告は異議なく承認された。「第2号議案」の2019年度事業計画(案)及び収支予算(案)では、5月の「中国港湾物流視察団」やセミナー開催の実施計画、一帯一路沿線国への「小規模の調査団」の派遣などが決定した。

続いて、「第3号議案」の2019年度の収支予算(案)についても異議なく承認された。

「第4号議案」の役員改選(案)では、2013年より2期4年にわたって副会長を、2017年より1期2年にわたって会長を務めた飯田輝智・名港海運(株)専務取締役が退任し、新会長には2017年から1期2年、副会長を務めた高見昌伸・伊勢湾海運(株)代表取締役専務が就任し、新副会長には平松保長・名港海運(株)常務取締役が就任した。

飯田会長は退任挨拶の中で「皆様のご助力のおかげで、6年間に亘り大役を無事務めることができました。任期中は中国の港湾視察などを通して、個人ではなかなか行けないような地域にも行くことができ感慨深い。高見新会長は中国駐在歴が長く、中国について深い認識をお持ちであるから、益々充実した会にしていただけたと思う」と述べた。

高見新会長は就任挨拶の中で「この2年間、副会長として飯田会長の背中を見てきた。皆様のご助力をいただきながら重責を担っていかねばならないという決意であります」と語った。

総会終了後は、引き続き懇親会が行われた。

東海日中海運懇話会 新役員体制

<会長>

高見昌伸 伊勢湾海運(株) 代表取締役専務(新)

<副会長>

平松保長 名港海運(株) 常務取締役(新)

<監査役>

安藤幹雄 五洋海運(株) 代表取締役専務取締役

<幹事>

西尾忠久 鈴与(株) 取締役副社長

川崎泰弘 (株)フジトランスコーポレーション
専務取締役

後藤孝富 日本トランスシティ(株)
専務執行役員 中部支社長(新)

中国知財戦略の再考のススメ ～中国特許法第4次改正を見据えて～

5月27日(月)、魏啓学(一社)東海日中貿易センター 中国法律顧問/林達劉グループ 代表取締役 中国弁護士・弁理士(右写真)を招き、当センターの主催、日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター、(公財)あいち産業振興機構、日本弁理士会東海会、(一社)愛知県発明協会の後援により標記セミナーを開催した。



講演では冒頭、講師が1970年代から中国で特許法、商標法等の立法に参加した経験から、これまでの中国知財制度の変遷、及び最近の特許・商標出願の状況について紹介され、引き続き最近の立法動向として、商標法、不正競争防止法、技術輸出入条例、専利(特許)法の改正についてその主な改正点、実務への影響について詳しく解説し、それに伴って行政機構、裁判所での機構再編、機能・管理強化が進められていることが紹介された。

当日は、企業の知財担当者、弁護士事務所をはじめ47名が熱心に聴講した。

2019年煙台経済技術開発区(名古屋)投資説明会

5月30日、丁江・煙台経済技術開発区招商合作管理局副局長(右写真)をはじめとする一行6名が来名し、同開発区の主催、当センターの協力により標記説明会を開催した。



冒頭、主催者を代表して丁副局長があいさつに立ち、「当開発区にも多くの日系企業が進出しており、開発区の経済発展に大きく貢献して頂いている。今回の説明会を機に交流を深め、共に発展することを期待している。日系企業の煙台での投資を歓迎し、全力でサポートする」と参加者に呼びかけた。

投資環境の説明では、日本企業の誘致を担当している孫震日本処処長が日本語にて当開発区の概要を、「自動車産業」、「代表的な日系企業」「投資環境のメリット」の3つのテーマに分け説明した。最

後の進出企業ケーススタディでは(株)デンソーが現地企業と合弁で設立した煙台首鋼電装有限公司の安芸顕一総経理(右写真)が講演し、「現在、中国の各地にデンソーの工場があるが、煙台の工場が最初の進出事例であった」と紹介し、同社の概要、沿革、合弁パートナーなどを説明した。同社は現在、建設機械用のエアコンで中国シェアNo.1を誇っている。同氏は煙台に進出のメリットとして「煙台は労働人口も安定しており、人間性も素朴でまじめな人が多い。離職率も低いので、人材面でも優位性がある。開発区のサポートに関しては一つの企業に一人の専任の担当者が付いてくれるためサポートがとても手厚い。」と紹介した。



当日は14名が参加した。

交流記録

<江蘇省代表団>

5月31日(金)、婁勤儉・江蘇省省委書記一行10名が来名し、劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事も同行され、当センター小澤会長、大野専務理事、石原業務グループ長が対応した。

江蘇省トップの来名は、16年5月に石泰峰省長(当時)が来名して以来、久しぶりの訪問となった。

前日(30日)には、東京で、「江蘇省・日本開放イノベーション協力交流会」が開催され、江蘇省に進出しているセンター会員企業も複数が参加し、当センターからは大野専務理事が参加した。

小澤会長

昨日は、東京で江蘇省・日本開放イノベーション協力交流会が開催されましたが、如何でしたか？

婁書記

大変多くの方々にお越し頂きました。また、多くの日本の企業から江蘇省と提携する意向を示して頂きました。

小澤会長

それは、大変良かったです。

さて、婁書記は昔日本に研修

に来られたことがあるそうですね？

婁書記

33年前の事ですが、大阪に1年9カ月ほど住んでいました。

小澤会長

今回は、大阪に立ち寄られる予定はありますか？

婁書記

行きたかったのですが、スケジュールが厳しく、行けません。

小澤会長

それは残念ですね。是非、次の機会に大阪と名古屋にお越しください。

婁書記

大阪にいた時に名古屋には来たことがあります。

小澤会長

そうですね、如何ですか？昔と比べて随分変わりましたか？

婁書記

大きく変わりましたね。当時は豊田市には行かずに名古屋市だけ来ました。

小澤会長

今日は、こちらにお見えになる前に豊田市に行かれ、トヨタ自動車を訪問されたそうですね。

婁書記

トヨタ自動車の内山田会長にお会いしました。会長から温かい歓迎を頂き、トヨタ自動車について丁寧に説明を頂きました。私から会長にいくつか質問を出しましたが、その回答は、次回江蘇省でお酒を飲みながら回答くださるとの事でした。

小澤会長

それは良いですね。

今、私共も沢山携わっていますが、この名古屋を中心とする東海地方の企業、トヨタ自動車は中国における事業を拡大しようとしており、沢山の企業が、これから中国へ投資を考え始めておまして、恐らく江蘇省が1つの大きな中心地になるのではないかと考えています。

去る3月に、私は江蘇省南京市を訪問しました。その際は、残念ながら書記とはお会いできませんでしたが、今日一緒にお見えの費少雲主任と南京市の胡洪副市长にお会いして、省・市として日本企業の進出に対して大変ご支援頂いている事、投資環境が随分良くなって来ている事、これからどんどん新しい提携が生まれる事を心から歓迎したいとお話を頂き、大変心強く感じた次第です。

また、南京市を訪問したのは初めてでしたが、大変緑と水の豊かな落ち着いた街で、歴史を感じさせる街だと強い印象を受けました。

南京は三国時代の呉の国の首都で、建業からスタートして特に私は六朝時代の陶淵明などの色々な文人を輩出した時代の歴史が大変好きで、昔の古い歴史ある街を訪問して感激しました。

江蘇省で頂いた食事が非常に美味しく、日本人の



婁勤儉書記

味に近いものがありました。恐らく、日本の味のルーツは江蘇省辺りから来ているのではないかと思っただけです。

これから当地域の企業が、恐らく江蘇省の蘇州、無錫、昆山などでお世話になる事と思いますが、どうか温かくご支援頂きますようお願い申し上げます。

本日は、名古屋にお越し頂き、本当にありがとうございました。

婁書記

本日は、小澤会長はじめ皆様より大変温かい歓迎を頂き、心から感謝申し上げます。

昨日、東京で江蘇省の交流会を開催しました。交流会で私は江蘇省の特徴として水について紹介しました。江蘇省には川、湖、海があり、水資源が豊富です。

日本の状況とよく似ていますが、生活習慣、食べ物も似ており、江蘇省と日本は共通点が多くあります。

これまで多くの日本企業に江蘇省に進出して頂きましたが、今回、私共が日本に参りました主な目的は、如何に今までの交流の実績を踏まえて、更に相互交流と協力関係を深めていくかについて、皆様と意見交換をしたいと思ったからです。

現在、中国の発展スピードは速いと言われていますが、日本は既に先に発展し、更に高い成果をあげております。従って、日本の歩んで来た道は、正に経済発展の道だと思っております。中国が現在直面しているいくつかの問題には、既に日本が経済発展の中で克服した問題に類似したものがあります。

皆様は、高度成長した日本経済の経験者でありますので、私共はその先進的で、ハイレベルの経験を学びたいと思っております。

現在、江蘇省は産業構造改革の真っただ中にあります。産業の発展において、汚染が酷く、エネルギー使用量の高い企業を廃業させ、高い環境基準をクリアした企業や現在の社会のニーズにマッチした企業を重点的に発展させようとしています。

江蘇省においては、国家戦略により、長江経済ベルトの建設を進めており、その中で一番の重点は、長江流域に対する環境保護であります。

従って、産業構造の改革は、先進的な技術を持つ企業が望ましく、新たな新しいビジネスチャンスが生

まれると思っております。

また、環境保護の処理、生態環境の修復などについて、日本は既に歩んできた道であり、優秀な企業や得難い経験があります。

例えば、江蘇省の太湖ですが、水質改善に当たっては、日本から多大な技術的支援を頂きました。これは日本に感謝して忘れられない事でありました。

また、中国の発展過程において、省民の生活は豊かになり、平均年齢も高くなって参りました。従って、将来は養老介護、社会福祉サービスに対するニーズが高くなっていくと思っておりますので、日本に学びたいと思っております。

長江デルタ一体化という国家戦略があり、この地域の人口は2億4千万人になります。この地域は、中国において生活レベルが比較的高く、如何に彼らのニーズを満たすかが、現在直面している問題であります。

例えば、生活が豊かになって車を新車に買い替えると思います。これからどのような車を選ぶか、EVを選ぶか燃料電池車か？このようなニーズにより、これからの自動車産業は、どのような方向に向かうのかも1つの課題であります。

私共もトヨタ自動車を訪問して、一緒に協力関係を深めると共に将来の道を共に探って参りたいと思っております。

トヨタ自動車は既に江蘇省において、R&Dセンターを設立しています。また、貴センターの支援の下で数多くの東海地方の企業が江蘇省に進出しています。

将来、どのような車を重点的に発展させるのか、系統的に考えなければなりません。例えば、水素車を重点に発展するならば、関連の産業チェーンやサービスの構築も非常に大事だと思います。このような事を事前に検討していれば、後の発展は容易だと思います。

小澤会長

おっしゃる通りだと思います。

婁書記

現在話題になっている米中貿易摩擦については、江蘇省の発展に大きなチャンスをもたらしていると思っております。

小澤会長は豊富な経験をお持ちですので、是非ともご指導頂きたいと思っております。

鄧小平主席の指導の下で、中国の改革開放が進められ、初期の頃は日本から多大な支援を頂きました。従って、日本企業は市場経済の秩序構築を含めて、中国の改革開放に大きく貢献したと言えます。また、日本の対中円借款は、中国のインフラ建設に多大な貢献をしました。しかし、80年代には中国と米国との政治面、イデオロギーの行き違いで、米国の圧力もあり、日本企業が中国から撤退しました。日本企業が撤退した後、その空白を米国企業が占めました。日本の円借款は日本の商品しか購入できないという話も聞きましたし、米国の方が進んだ技術があるとも聞きました。

最近、私は感じますが、ここ数年米国は実態の産業より金融サービスに力を入れて来ましたので、これから方向を転換して米国でも実態経済を重視していくことになると思います。ですから、この貿易摩擦を利用して米国は時間稼ぎをしており、準備ができたなら市場に入ってくると思います。

従って、このような状況は、江蘇省と日本の企業にとって良いチャンスになると思います。

江蘇省にとっては、如何に国際ルールに則り、江蘇省に進出した日本企業、外国企業を保護し、サポートしていくかが課題であります。

経験豊富なビジネスマンとして、どのように企業を保護し、サポートしていけば良いのか、小澤会長のご意見を聞かせて頂ければ幸いです。

小澤会長

それでは、2つお話し申し上げます。まず1つは、米中間の貿易摩擦の問題ですが、これは私共日本の自動車産業も1980年代、今から約30年前に、今と全く同じような構図の中で、米国との通商問題が起きました。

米国の保護主義的な動きは、歴史的に見て、ある時に繰り返し起きるものだと思っています。

時間をかけて、粘り強く、1つ1つの課題を話し合っ解決していく忍耐強さが必要だと思います。それでも、産業界から見ると、忍耐強く交渉している間、相手側の産業が保護された結果として、相手側は進歩が止まり、むしろ制約を受けた側が、それを何とか乗り越えようと技術開発を行い、コストダウンを図ることで、競争力が増していく要素があると思います。今、起きている米中摩擦においても同じような要素があると思います。忍耐強く戦って行

くことが必要だと思う事ともう1つは将来の先ほどおっしゃいました新しい環境に対する技術のような物をどうやって発展させていくか？その技術開発の発展度合いが本当の意味での勝者を決めるのではないかと思います。

例えば、自動車に関して言えば、豊田通商は中国の色々な企業を調査しており、ある分野では非常に進んでいます。そういう高い技術とコスト競争力を持った企業と日本企業が一緒になって新しいものを作っていくことが本当にできれば、米中貿易摩擦という制約のある中で、将来に対する両国にとっての競争力の強化に繋がっていくのではないかと思います。

中国企業との提携を含めて、一緒にやれる分野を探しております。この活動を、成果に結び付けたいと思っていますので、是非とも宜しくお願い申し上げます。

婁書記

今は、お互いに協力する良いチャンスであります。

小澤会長

はい、そう思います。

婁書記

今、世界はグローバル化が進んでいますので、保護主義がいつまでも続く訳ではありません。インターネットの普及により、産業の改革をもたらしました。小澤会長と共に中日両国の経済界の交流を推進



婁書記(左)と小澤会長(右)

して参りたいと存じます。

今回、日系企業が集中しているいくつかの地方都市の指導者達も一緒に参りましたが、昨日の交流会終了後は各市と交流のある都市や進出企業を訪問する為、別行動となりました。

例えば、これから江蘇省において産業園區の協力、企業の協力、研究開発機関の協力など何れも可能です。

小澤会長は、歴史に大変興味を持たれていますね。南京市、蘇州市、南通市、無錫市など江蘇省には歴史の古い街が沢山ありますので、是非また江蘇省にお越しください。

小澤会長

是非ともお邪魔させていただきます。

婁勤儉 江蘇省中国共産党省委員会書記

楊 琦 江蘇省中国共産党省委員会副秘書長

李侃禎 江蘇省發展和改革委員会主任

謝志成 江蘇省工業和信息化庁庁長

馬明龍 江蘇省商務庁庁長

費少雲 江蘇省人民政府外事弁公室主任

祁 松 江蘇省中国共産党省委員会弁公庁
副庁職秘書

周 進 江蘇省中国共産党省委員会弁公庁副主任

胡 洪 南京市人民政府副市長

陳 瑞 江蘇省人民政府外事弁公室アジア処
主任科員

<江蘇省商務庁代表团>

6月12日(水)、吳輝・江蘇省商務庁合作処副処長一行9名が来名し、当センターの大野専務理事兼事務局長、瀨瀬業務グループ担当が対応した。



大野専務理事からは、今年3月以降、江蘇省からの来客が増えており、来年は愛知県と江蘇省の友好都市提携が40周年を迎えるので、このような交流の機会が増えることは大変喜ばしい事と挨拶した後、当地域の日中貿易の状況や、最近の対中投資動向などについて、紹介した。

また、代表团メンバーから提供された各地域のパンフレットは、中国語か英語で作成されており、日本企業を誘致する為には、パンフレットは日本語で

作成しないと読んでもらえない。その為の日本語への翻訳などについては協力をするとアドバイスをおこなった。

吳副処長からは、江蘇省の概要と昨年の経済状況の説明があったほか、東海地区との関係について、「江蘇省と愛知県の友好の歴史は改革開放後すぐに始まり、現在の中日関係が良好なことからも、今後はより密接な関係となることを期待している。今回は日系企業の進出がまだ少ない蘇北地方のメンバーを率いており、相互に交流を深め、実際に蘇北地方に来て頂きたい。」と述べた。



吳副処長

代表団のメンバーには、淮安、泰興、連雲港など江蘇省の蘇北地区の都市で構成されている。

同地域は、蘇州、無錫などの蘇南地区と比べると、外資の進出が遅れているが、逆にこれからの投資の受け皿として期待できるエリアとも言える。当センター職員も訪れた事の無い開発区もあるので、今後機会を見つけ現地調査に赴きたい。

吳 輝 江蘇省商務庁合作処副処長

孫 亮 江蘇省商務庁合作処副主任科員

陳徳林 江蘇舜天國際集團有限公司黨委書記
董事

黃如良 江蘇淮安工業園區管理委員會副主任

張小中 蘇淮高新技術產業開發區副主任
淮安塩化投資開發有限公司總經理

馬志剛 泰興市商務局局長

匡 林 泰興市濟川街道弁事処副主任

丁 波 江蘇東海經濟開發區管理委員會副主任

王 勇 江蘇沛縣經濟開發區管理委員會
黨工委委員、招商局局長

グローバル健康フォーラムを開催

6月11日、ボアオアジアフォーラム・グローバル健康フォーラムが青島市で開催された。第5世代移動通信システム(5G)の台頭により、前人未踏の分野であった「医療・介護のシェアリングエコノミー」や「スマート医療」が注目されつつある。本フォーラムは、これらの分野でIT技術を活用して健康産業を発展させていくことをテーマに開催された。

フォーラムでは、協力プロジェクトの調印式などを含めた16項目のイベント及び健康博覧会が行われ、55カ国・地域から2,600人余りが参加した。健康博覧会には先進医療・設備、5Gによる遠隔診療、介護などの分野から約200社の企業・団体が出展し、来場者は数万人に上った。

ボアオアジアフォーラムのコンサルタント委員会主席である福田康夫元首相も来場し、「AIなどのイノベーション技術の発展は医療の理念を大きく変えるだけでなく、高齢者や障害者が有する潜在能力を生かすこともできる。より多くの人々がイノベーションの成果を享受するために、包括的な社会システムを確立し、継続的な資金提供や医療・介護保険システムを完備していく必要がある。日中両国が連携してアジアに展開していけば、高齢化問題に対応するだけでなく、新たなビジネスチャンスも生まれる」と述べた(写真)。



期間中、青島ヘルスケア産業提携プロジェクトの調印式が行われ、米国・ラスク・リハビリテーション医学研究院と青島市立病院の提携をはじめ、17件の産業投資、5件の戦略提携、3件の技術提携を含む計25件のプロジェクトが締結された。プロジェクトには、ハイテク医療サービス、バイオ医薬、医療機械、ヘルスケア、漢方薬など多くの分野をカバーする内容となった。

自動車産業が青島の支柱産業として成長

青島にある一汽VWの華東拠点の発表によると、2019年1～4月の自動車生産台数が7.6万台に到達したという。同社の2019年通年の生産目標は23万台となっており、ほぼ計画通りの数値におさまった。

現在、華東拠点ではボア「MQB」と「BEV (EV型)」を製造しており、1日の製造台数は1,200台。ボアのフルモデルチェンジ版製造拠点として、工場、プラントホーム、デザインの全てが最新のものとなっている。アウディの「A3」及びSUVのフルモデルチェンジ版は2020年に投入予定で、現在生産ラインを改造するなど、製造準備の段階に入っている。

溶接工場には1,036台の溶接ロボットを使い自動化率は93%になった。塗装工場のロボットは137台で自動化率は82%。他にもAGVなどによる自動化が進んでいる。一汽VWの華東拠点建設プロジェクトには、95億元が投資され、現在従業員3,000人余りを雇用する。同時に関連サプライヤーによる投資が58億元で、約1万人の雇用が生み出されている。

青島にはすでに北汽新能源、上汽通用五菱の自動車拠点があり、これらを含めた自動車産業の2018年の通年売上高は1,000億元を突破し、青島市を支える新たな産業として確立されつつある。

ブラジル向けの定時運行列車が青島でラインオフ

中国中車青島四方機車車輛(以下「中車四方」という)がブラジル・サンパウロ市向けに輸出する都市鉄道車両の組立が完了した。

列車は、サンパウロ市中心区と国内最大の国際空港・グアルーリョス空港を結ぶサンパウロ都市圏鉄道会社(以下「CPTM」という)13号線にて導入予定で、空港へのアクセス改善が期待されている。

CPTMは2016年に国際入札をかけ、中車四方が落札、2017年9月にはCPTMと64車両の都市軌道車両の納入契約に調印している。2018年3月31日に開通した13号線の全長は12.2キロで、市内と空港を結ぶ南アメリカでは初の空港線となっていた。

レポーター



東海日中青島デスク
代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

西安デスクNEWS

陝西加工貿易産業移転請負センター開業式

5月28日午前、陝西加工貿易産業移転請負センターの開業式が行われた。同センターは西安国際港務区内に設立され、18社の加工貿易企業と越境ECプロジェクトが拠点を置くこととなった。18社の投資総額は約20億元で、運営後は年間生産額100億元以上、約1万人の雇用を計画している。同センターは中国東南部沿海地域からの加工貿易企業の移転請負と中欧班列「長安号」越境EC専用列車を利用した「一帯一路」沿線国への輸出促進を目指している。



開業式の様子

加工貿易企業移転請負プロジェクトでは外資系大手重電メーカー、深圳の電子機器メーカーなど中国東南部沿海地域で拠点を構える加工貿易企業が同センターに拠点を構え、中欧班列「長安号」を活かした新たなビジネスモデルの確立を進める。同センター開業式では、来賓らが西安総合保税区加工製造産業拠点で初となるハンガリー向け輸出製品の発送を見届けた。発送された2,250台の液晶テレビは、同センター内に拠点を構える西安中晶偉業電子科技有限公司で生産されたもので、西安港で税関申告を終えた後、中欧班列「長安号」（西安―ブダペスト）に載せ、ハンガリーに向けて出発した。長安号はブダペストに到着し、税関手続き後はイタリアに向かう。西安から約16日前後でイタリアに到着することができ、輸送時間は海上輸送に比べ30日余り短縮できる。同社の冉澤董事長は「我々は主にテレビと液晶ディスプレイの生産に従事しており、深圳から西安に移ってきた。重要視したのは長安号の便利で速い国際物流輸送ルートと西安国際港務区の良い経営環境だ」と移転の理由を述べた。現在、同社が西安で新設した第一期の液晶ディスプレイ生産ラインは年間60万台の生産能力があり、今年末には3,500万ドルの売上を計画している。冉董事長は「将来

的に、生産ラインを3カ所建設し、年間生産量約150万台、生産額1億ドル以上を目指す。」と抱負を語った。



越境EC輸出専用列車

一方、越境ECのプロジェクトでは、中欧班列「長安号」を利用し、海外のEC業者向けに良品廉価の中国製品を輸出する。開業式当日には、中欧班列「長安号」初の越境EC輸出専用列車が出発し、ベラルーシ首都ミンスクへと向かった。この専用列車42車両には全国から集められた約80万の電子製品、アパレル、家具などの軽工業品が満載され、約13日でミンスクに到着する。ECビジネスを展開する陝西絲路城ホールディングスの元朝輝総裁によれば、貨物は長安号を利用し、同社がミンスクに拠点を置く「中国ベラルーシ物流園海外倉庫」に到着後、仕分けをし、その後徐々にロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税連盟内の消費者に渡るといふ。越境EC輸出専用列車の運行は中国とベラルーシ間の貿易において、農業、食品、電子製造など様々な分野に亘り、便利で速い物流ルートを作り上げることとなり、両国の消費者にさらに利便性をもたらす計画だ。

西安国際港務区では、中国東南部沿海地域からの移転企業に対して、企業登録の簡素化、移転後のアフターサービスなど営業環境の強化に力を入れている。同港務区管理委員会の孫芸民主任は「加工貿易産業移転請負センターの発足を機に、西安港スマートデバイス製造産業園の建設を進め、「内陸港+自由貿易区」のプラットフォームによる優位性を十分に活用し、引き続き企業の誘致活動に力を入れる」と述べ、年内に東南部沿海地域のハイテク加工製造企業50社以上を誘致する計画を明かした。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(8)

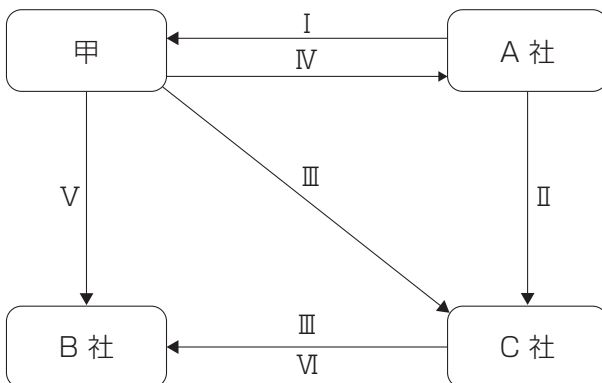
上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

(7)の続き

判例3：「高級管理職が密かに会社を設立し、会社のビジネスチャンスを窃取した案件」(案件番号：(2010)一中民終字第10249号)

①事実関係



- I. A社が甲を総経理として雇用した。
- II. 提携契約を締結するため、A社がC社と商談することを甲に命じ、またC社に商談費用、技術情報、データ等を提供した。
- III. 甲がA社の資金、会議室、車、人事等を利用してC社と商談した。
- IV. B社を設立のため、甲は勝手にA社の額面100万円の引受手形を現金に換えた(甲は資金横領罪により有期懲役3年、執行猶予3年の判決を受けた)。また、B社とC社が契約を取り交わした後、甲がA社から辞め、A社の使用する対外電話とFAX電話及びA社のインターネットドメインをB社の名義で使用していた。
- V. 甲はA社の資金を利用してB社を設立した。
- VI. 甲の指示により、B社がC社と提携契約を締結し、実際に履行した。

A社は2005年1月18日に設立され、登録資本50万元、英文略称はCMES、主に冶金事業プロジェクトの請負、設備の供給などの業務を行っていた。2005

年3月、A社はこの業界で経験豊富な甲を同社総経理に招聘し、全面的な経営管理の責任者とした。

2006年初め、甲は総経理として外国企業C社と大型錬鉄プロジェクトの全設計と製造についての提携について商談を行い、このプロジェクトについてA社は巨額の費用だけでなく、C社に多くの技術情報、データを提供した。

甲とC社がさらに提携を深めていく中、甲はこの提携プロジェクトの利益が巨大で、自分の能力と人脈で実現可能なことを知り、甲は自分で会社、すなわちB社を設立してC社との提携プロジェクトを請け負うことにした。

これにより、甲はA社総経理という職務を利用してA社の事務所でC社と会議を行い、A社の車両でC社担当社員を送迎し、A社で交渉接待費用を精算し、さらにA社のこれまでの業績がB社の業績であるかのように宣伝し、職権を利用してA社の社員数名をC社との交渉に参加させた。

また同時に、甲はその職務を利用して、A社の額面100万円の引受手形を友人乙に渡して、乙にこれを現金化させ、2006年10月19日に共同でB社を設立した。甲はB社の法定代表者および董事長兼総経理となり、B社とA社の中国語名はよく似ており、英文略称もCMESとしていた。

甲の交渉によってC社とB社は2007年10月17日に貨物供給契約を締結し、B社がC社に錬鉄プロジェクトに必要な全設備設計および製造を提供し、契約総額は2,000万米ドルであり、この貨物供給契約は実際に履行されている。

2007年10月31日、甲は突然A社に辞表を提出し、董事会未承認のまま、如何なる離職手続も採らないまま無断でA社を離れた。甲が離職してから1週間経ってもA社内で甲の離職についての情報が拡散されることはなく、甲はA社総経理の身分のままA社のオフィ

スビルの一端に事務所を借りて、A社業務部署が使用する對外電話とFAX電話をそのまま事務所に持ち込み、A社のインターネットドメインにB社の社名のインターネットドメインを設置して使用していた。

A社は甲が突然退職したことで懸念を持ち、調査した結果、甲の上述の行為が発覚したため、A社は直ちに現地公安部門に通報した。現地公安部門の捜査により、甲がA社総経理の職務を利用して100万円の支払手形を現金に換え、その金銭でB社を設立した犯罪事実が確認された。その後現地裁判所の審理により、甲は資金横領罪により有期懲役3年、執行猶予3年の判決が下された。但し、甲がA社とC社間のビジネス提携のチャンスを奪ったことについては上述の刑事裁判では判決が下されず、A社は現地裁判所に訴訟を提起し、A社の全部の経済損失約3,000万元などについて甲、乙、B社に連帯賠償判決の訴訟請求を求めた。

②判決について

i.第一審判決

第一審裁判所の本件審理後、本件の紛争焦点は下記の通りと考える。

- ①甲はB社とC社が契約を締結するよう仕向けたことは忠実義務への違反行為に属するか否か。
- ②甲の行為がA社に損失をもたらしたかどうか、および損失の計算方法。

焦点①

第一審裁判所は、最初に甲はA社の社名、インターネットドメイン、電話番号、さらにA社の資金をB社設立に利用するなどの行為について、甲が主観的にA社の経営資源を利用するという故意があったというだけでなく、また、顧客であるC社に対してA社とB社の区別を曖昧になるよう仕向けたと考える。

次に、甲は2005年3月からA社総経理を任職し、2006年10月19日にB社を設立、2007年10月17日にB社とC社が提携プロジェクト契約を締結、2007年10月31日に甲はA社に辞職を提出、という時系列からみれば、甲はA社での総経理任職期間中にB社設立、およびC社との契約を締結していることになる。さらに甲はC社との商談、契約締結、契約履行にすべてA社の事務所、経済資源、人材資源を利用している。

よって、第一審裁判所は、C社との提携プロジェ

クトは本来A社のビジネスチャンスだったのであり、甲はA社の人的、物的資源を利用して契約締結のチャンスを得ており、B社がA社に代わってC社との契約締結となるよう仕向けたのであり、これは「会社法」に規定される高級管理職による忠実義務への権利侵害行為に属するものとなる。

焦点②

第一審裁判所は下記の通り考える。甲の上述の忠実義務違反という権利侵害行為は、A社が尽力して得たビジネスチャンスをB社の利益にするという、非常に悪質な事案であり、損害の程度も非常に大きいものである。よって、甲はA社の契約締結にかかる損失を賠償するだけでなく、A社の逸失利益の損失も賠償するべきであり、その賠償金額はB社が契約の履行で得た利益に相当すると考えられる。よって、第一審裁判所は当該契約金額総額および甲が公安部門の捜査時に供述した利益率15%に基づいて状況を認定する。

また同時に、B社は独立法人とはいえ実際には甲がB社の実質的支配者であり、甲とB社はA社のビジネスチャンス侵害において行動を共にしていたことから利益共同体に属する。よって、B社は連帯賠償責任を負うべきであると考え。但し、B社のもう一方の株主である乙は、甲のB社設立をサポートしただけであって、B社の経営には参与しておらず、A社の侵害行為に直接関係が無いことから、賠償責任は負わないと考える。

以上、第一審裁判所は下記の通り判決を下した。

- ①甲、B社はA社の経済損失2800万元を連帯して賠償すること。
- ②原告のその他訴訟請求を棄却する。

ii.第二審判決

第一審の判決が下されてから、甲およびB社は上訴して、A社のビジネスチャンスを侵害していないと主張した。

第二審裁判所による本件審理を経た本件の紛争の焦点は下記の通りである。

- ①忠実義務の違反によってA社のビジネスチャンスを侵害したか否か。
- ②A社の損失賠償および賠償責任をどのように認定するか。

焦点①

第二審裁判所は、甲は、A社総経理を任職していた期間内にC社の提携プロジェクトの交渉および活動を行っており、A社の物的、人的資源を当該プロジェクトの締結に利用していること、このプロジェクトがA社の経営活動に密接に関係していることから、B社が取得したビジネスチャンスは本来A社のビジネスチャンスであったと考えるのが当然であるとした。

甲は、A社総経理として会社の資金を流用してA社と同業種のB社を設立したのは、A社が事前にこのビジネスチャンスを放棄したという明確な表明、あるいはA社がその他の事由によってこのビジネスチャンスを利用できない状況にあったために、甲がB社とC社によって貨物供給契約を締結できるように図ったとことを立証できておらず、中国の会社法が定める高級管理職の忠実義務に違反し、A社のビジネスチャンスの侵害行為を構成しているのは明らかだと考えた。

焦点②

甲は、上述の高級管理職の忠実義務に違反してA社のビジネスチャンスを侵害し、A社の大量の資源を投入させて得たビジネスチャンスをB社の利益としたため、A社にその逸失利益を賠償するのは当然と考える。

提携プロジェクトの利益率については、A社の提供する関連証拠および甲が公安部門の捜査時に供述した内容により、逸失利益は15%と認定し、真実性および合理性を備えている。但し、第一審裁判所は損失金額の計算方法については不当な箇所があり、下記の通り変更した。

甲はB社の筆頭株主であり、B社の登録資本は甲がA社の資金を流用したものであり、B社設立後の唯一の工程プロジェクトとはC社の提携プロジェクトで、甲の意思がB社に決定的な作用を持っていることから、この両者はA社のビジネスチャンスの侵害における利益共同体であり、共同で権利侵害行為があったことから、B社は連帯賠償責任を負うべきと考える。

上述の通り、第二審裁判所は下記の通り判決を下した。

①甲、B社はA社の経済損失2100万元についての連帯責任があるとして判決の内容を変更する。

②A社のその他訴訟請求を棄却する。

③解説

本件は、高級管理職が無断で会社設立し、ビジネスチャンスを窃取するという典型的な判例である。

本件では、甲はA社総経理として、職務を利用してA社の人的、物的資源などを利用し、A社のC社との提携プロジェクトを盗み取ったもので、甲が実質支配者であるB社がC社と契約を締結するよう仕向けたものである。これに対し、本件第一審裁判所、第二審裁判所は上述の甲の行為はA社のビジネスチャンスを侵害し、「会社法」の定める高級管理職の忠実義務に違反しており、A社に対して損害賠償責任を負うべきであると判断した。

しかし、このような高級管理職の忠実義務違反行為は非常に悪質であるにもかかわらず、一般的に判決で認定される高級管理職の賠償責任金額が非常に少なく、会社にもたらした損失を埋め合わせるには全く足りていないという問題を反映したケースとなっている。本件では、第一審裁判所、第二審裁判所も甲がA社に賠償する金額はこの貨物供給契約金額によってB社が得た利益(B社は連帯責任を負っている)であるが、実際には甲の上述の行為はA社の名誉と信用、人員組織、会社運営などの経営管理面にも損失をもたらしており、それらは上述の利益金額をかなり上回るものとなっている。

さらに、日本の刑法にある「特別背任罪」などの罪名の場合は、このような忠実義務違反の悪質董事、監査役、高級管理職に対して刑事責任を追及できるが、中国の刑法では、上場企業以外のその他一般企業における董事、監査役、高級管理職に対して「会社法」に定める忠実義務違反以外に「特別背任罪」という罪名での刑事責任追及は設定されておらず、実際に会社資金の流用、贈収賄、会社の商業秘密の侵害といった具体的な罪名に基づいて当該人員に対してそれぞれ刑事責任を追及するしかない。よって、多くの中国の学者が立法において一般企業に対する「背任罪」条項の適用を訴えている。現在の中国一般企業は高級管理職(総経理、董事など)が自己の職権を利用して忠実義務、善管注意義務に違反し不正取引行為を行っているケースも増えており、当職らも同様に「背任罪」という刑事罰制度を設けるべきであると考えている。

当職らは、現在の中国会社法と刑法などの規定は、忠実義務違反の董事、監査役、高級管理職への賠償責任および懲罰責任が非常に軽いために、会社の被った損失すべて補填するのは難しいと考えている。よって、今後立法において一般企業の董事、監査役、高級管理職の忠実義務違反に対する「背信罪」の設置が必要であり、民事賠償責任の金額認定もさらに増額させる必要があると考える。

企業としては、現在の立法および司法実務の環境を踏まえたうえで会社出資者会、董事会で内部の監察、外部への通報窓口設置などの方法を講じ、董事、監査役、高級管理職の監督管理を強化する等の対策を講じる必要があると考える。

また、本件では、甲はB社設立にA社の100万円の引受手形を流用しているため資金流用罪を犯したことで、懲役3年、執行猶予3年の刑事処分を下されているが、上述の甲がA社のビジネスチャンスを盗んだこととは別の法律問題であるため、ここでは詳細な解説をしない。(次号に続く)

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業

後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫法律事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫法律事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査：

登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	6日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <http://www.tokai-center.or.jp> E-mail: gyoumu@tokai-center.or.jp

〈中国短信〉

◆第1四半期GDP 6.4%増

中国国家統計局は4月17日、2019年第1四半期のGDP成長率が前年同期比6.4%増であったと発表した。2019年の成長目標6～6.5%の範囲内だったが、2018年通年実績の6.6%を下回る水準となった。

公共事業と民間の設備投資にあたる固定資産投資は、前年同期比6.3%増となった。昨年の夏頃から景気テコ入れ策として大規模なインフラ投資へと舵を切った効果とみられる。

社会消費財小売総額は、同8.3%増と個人消費に力強さが戻っていないことを示した。

◆第1四半期の貿易、対米黒字拡大

中国税関総署は4月12日、2019年3月及び第1四半期の貿易統計を発表した。

3月単月ではドルベースで輸出が前年同月比14.2%増、輸入が同7.6%減だった。第1四半期では、輸出が前年同期比1.4%増、輸入が同4.8%減だった。輸入は4ヵ月連続で減少し、内需の低迷が浮き彫りになった。

対米貿易の第1四半期は、輸出が前年同期比8.5%減、輸入が同31.8%減といずれも大幅に落ち込んだが、対米貿易黒字は前年の582.4億ドルから626.6億ドルに拡大しており、貿易赤字の是正を要求している米国との新たな火種になりそうだ。

◆18年の在日中国人、外国人全体の3割

日本の法務省入国管理局(4月1日より名称を「出入国在留管理庁」に変更)は3月22日、2018年の在留外国人数が前年比6.6%増の273万1,093人となり、過去最高を記録したと発表した。

国別では、中国人が76万4,720人(前年比4.6%増)と最も多く、全体の28%を占めた。2位以降は、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルが続いた。

技能実習生の在留資格で最も多かったのは、ベトナムの16万4,499人で、中国の7万7,806人より2倍以上の差に拡大した。

愛知県の在留外国人は前年比7.4%増の26万952人と全体の約10%を占め、うち技能実習生は前年比18.9%増の3万4,242人だった。

◆米、対中追加関税を発動へ

トランプ・米大統領は4月5日、中国からの輸入品5,745品目(2,000億ドル相当)に課している追加関税の関税率を4月10日より現行の10%から25%に引き上げるとした。

また、現在追加関税の対象外で残り3,250億ドル相当の品目についても、一律に25%の追加関税を課す可能性を言及した。

米国は昨年9月24日から中国製品2,000億ドル相当に関して10%の追加関税を課し今年1月1日からこれを25%に引き上げると発表していたが90日間の猶予付きで引き上げを見送った。米中協議はその後も続けられ、5月末から6月初旬頃に米中首脳会談を経て、最終合意に達するというシナリオが有力視されていたが、最終局面で突如破局へと向かっている。トランプ氏はその理由を「中国側が再交渉を試み、進捗が遅れた」ためとしているが、主導権を握るための布石という見方もできる。

5月8日にはワシントンで高官級による協議が開催予定で、貿易交渉の最大の山場になると見られている。

◆米中貿易戦争、泥沼化

5月10日、米国は1月1日より猶予付きで見送っていた5,745品目(約2,000億ドル分)の関税一律25%の引き上げを発動した。両国は貿易摩擦の回避に向け協議を続けてきたが折り合わず、米国が揺さぶりをかける形での制裁発動となった。

中国は5月13日、報復措置として、米国製品5,140品目(約600億ドル分)に6月1日から最大25%の関税引き上げを発表した。該当品目は現行で5～10%の関税を上乗せしているが、5～25%の範囲で引き上げる。

5月13日、トランプ米政権は現在対象外の3,805品目(3,000億ドル分)に最大25%の関税引き上げとなる「第4弾」案を発表した。スマホ、テレビなど対象品目の4割が消費財となっており、発動されれば米国の消費者に甚大な影響を及ぼすとされる。

◆北京市、最賃引き上げへ

北京市は7月1日から最低賃金を引き上げると発表した。現行の2,120元/月から3.8%増となる2,200元/月に引き上げる。伸び率は2018年の6%を下回り、過去の推移をみても2015年以降は緩やかな増加傾向にある。

◆外商投資法実施細則、20年1月1日施行へ

外商投資法の実施細則が2020年1月1日に施行される見込みだ。江西省南昌市で開催された第11回中国中部投資貿易博覧会(略称：中部博覧会)の併催イベントとして、5月18日に行われた「外商投資企業座談会」で明らかにされた。座談会には、胡春華國務院副総理らが参加し、実施細則はいつ施行されるかという質問に対して、2020年1月1日から外商投資法と同時に施行を予定していると回答があった。

また実施細則のパブリックコメントの発表時期についても2019年の6月中旬に発表する見込みである。

◆日中社会保障協定、9月1日より発効

日本の外務省は5月16日、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」の効力発生のための外交上の公文の交換を北京で行ったと発表した。本協定は9月1日より効力が生ずることとなる。

現在、日・中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日・中両国で年金制度への加入が義務づけられているため、年金保険料の二重払いの問題が生じている。本協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、一時派遣被用者は原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。

本協定が発効することにより、企業、駐在員等の負担が軽減され、日・中両国の経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待される。

◆中国、中古車輸出を解禁

商務部などは5月6日、中古車の輸出を一部エリアで解禁すると発表し、第1弾として北京市、天津市、上海市、広州市など10省・市で輸出ができるようになった。

中古車輸出の解禁により、国内の中古車流通の活性化や輸出拡大に繋げ、且つ新車買い替え需要を促す狙いがある。

中国の中古車販売台数は、2018年実績で新車販売台数の2,808万台に対して1,382万台と約半数にとどまる(日本の2018年実績の中古車販売割合は、新車販売の1.32倍)が、同市場が育てばその潜在力は極めて大きく、その動向が注目される。商務部は当面の輸出先を一带一路沿線国と想定している。

◆愛知県、広東省と友好提携

愛知県は5月16日、中国の広東省と友好提携を結んだ。両方は2013年に「友好交流及び協力関係を発展させることに係る覚書」を結び、その後も交流を深め、この度友好提携の締結に繋がった。愛知県が友好提携を結ぶのは39年ぶりで、オーストラリア・ビクトリア州、中国・江蘇省に続く3地域目となった。

今回の締結により、経済貿易、先端製造、科学技術イノベーション、文化観光、教育などの分野で交流と協力を推進する。

◆中国の平均寿命、77歳に

中国国家衛生健康委員会が5月22日に発表した「2018年中国衛生健康事業発展統計公報」によると、2018年の中国人の平均寿命は77歳となり、2017年の76.7歳から0.3歳寿命が延びた。

乳児死亡率は2017年の6.8%から2018年の6.1%に下がり、妊産婦10万人あたりの死亡率は2017年の19.6人から2018年の18.3人に下がった。

國務院は2016年10月、2030年までの国民の健康に関する政府目標として「健康中国2030」計画綱要を発表し、平均寿命を2020年までに77.3歳、2030年までに79歳に引き上げるとしている。今回までの統計を見る限りでは、2020年目標は達成可能な範囲のようだ。

地域別では上海市に戸籍がある人の平均寿命が83.6歳と省別でトップだった。現在、上海市民は12ジャンル・42項目の基本公共衛生サービスが無償享受できるなどの強みがあり、平均寿命はすでに先進国の最高レベルに達している。

◆新車の標準装備にETC義務化、来月7月より

國務院弁公庁は5月21日、「有料道路の制度改革の深化及び高速道路省境料金所撤廃に関する実施方案」を発表した。中国では、高速道路で省を跨ぐ際、「省境料金」が徴収され、それが渋滞や物流コスト高に繋がるとして、年内までに国内にある全省境料金所を完全廃止するという抜本的改革が各省で進められている。

本方案は、渋滞解消・コスト削減改革の一環として2020年7月1日以降に新規登録される新型車に対してETC(自動料金収受システム)の設置を基本装備として義務付けるとした。更に各省の高速道路入口でのETC使用比率を年内までに90%以上に引き上げるとした。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年5月	11,485	▲9.7	15,402	▲0.9	▲3,917	赤字拡大
2019年1-5月	57,838	▲7.7	76,974	1.2	▲19,136	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	58,351	100.0	
	内訳	アメリカ	11,878	20.4
		E U	6,475	11.1
		アジア	31,207	53.5
		うち中国	11,485	19.7
輸入	総額	68,022	100.0	
	内訳	アメリカ	7,928	11.7
		E U	8,990	13.2
		アジア	31,003	45.6
		うち中国	15,402	22.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	46.1	1.5
	減少	1 半導体等製造装置	▲27.5	▲2.1
		2 自動車の部分品	▲19.7	▲1.0
輸入	増加	3 科学光学機器	▲18.3	▲0.9
		1 電算機類(含周辺機器)	22.4	1.6
		2 通信機	19.1	1.3
	減少	3 重電機器	11.8	0.2
		1 衣類・同付属品	▲16.2	▲1.5
		2 非鉄金属	▲14.2	▲0.2
3 有機化合物	▲9.1	▲0.2		

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年5月	2,189	▲9.4	19.1	1,927	▲7.5	12.5	262	黒字縮小
2019年1-5月	11,149	▲4.9	19.3	9,395	2.4	12.2	1,754	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	14,590	100.0	
	内訳	アメリカ	4,171	28.6
		E U	2,108	14.4
		アジア	5,282	36.2
		うち中国	2,189	15.0
輸入	総額	9,068	100.0	
	内訳	アメリカ	998	11.0
		E U	1,263	13.9
		アジア	4,415	48.7
		うち中国	1,927	21.3

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

5月の主な増減品目

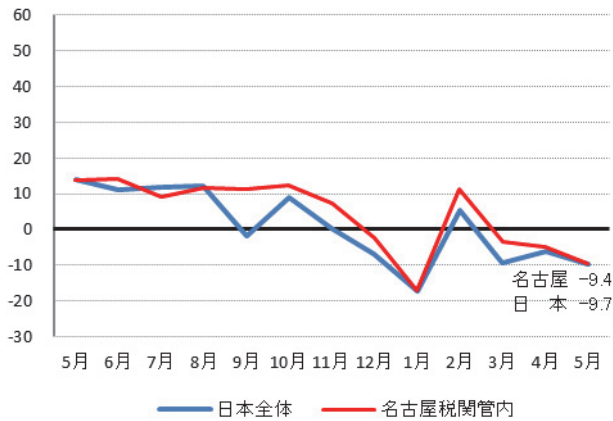
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 科学光学機器	66.5	1.5
	減少	1 自動車の部分品	▲20.8	▲4.8
		2 金属加工機械	▲37.1	▲2.4
輸入	減少	3 半導体等製造装置	▲68.0	▲2.2
	減少	1 原動機	▲63.3	▲1.4

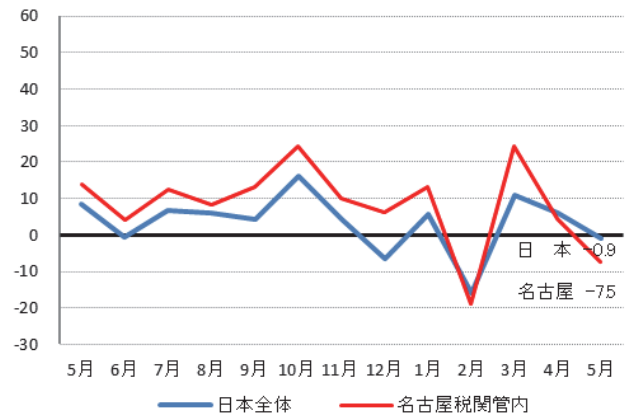
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

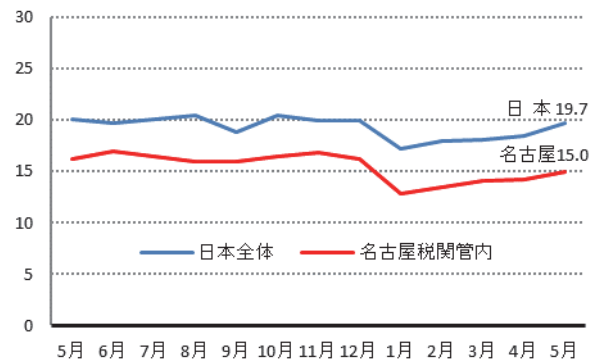
中国への輸出額の月別伸率(%)



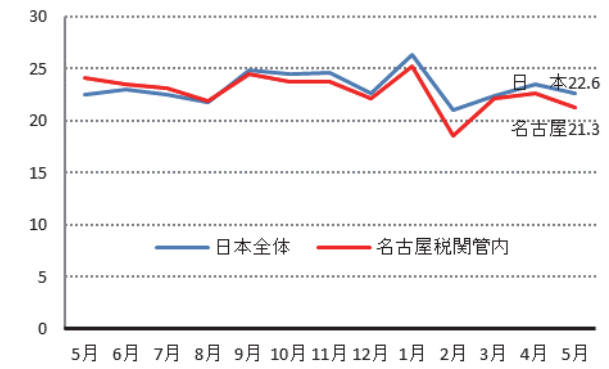
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年5月	2,139	1.1	1,722	▲8.5
2019年1-5月	9,583	0.4	8,279	▲3.7

出所：中国税関総署

中国の外資導入

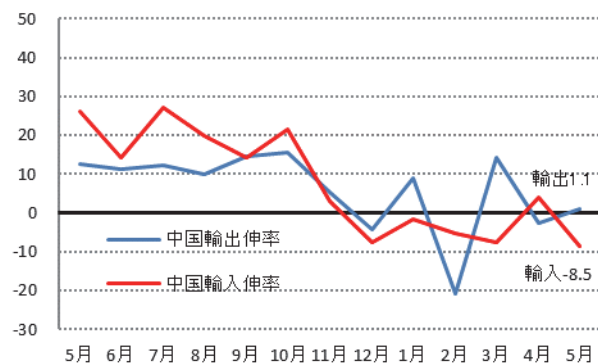
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年5月	3,421	▲31.9	94.7	4.6
2019年1-5月	16,460	▲31.5	546.1	3.7

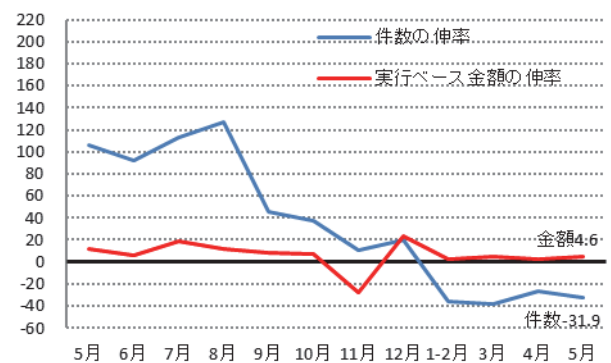
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	5月	1-5月
消費者物価指数	2.7	2.2
うち都市	2.7	2.2
農村	2.8	2.2
うち食品	7.7	4.0
食品以外	1.6	1.7
うち消費財	3.2	2.2
サービス	1.9	2.1

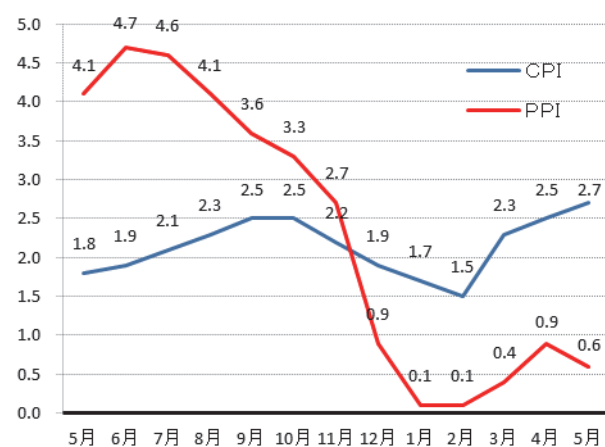
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

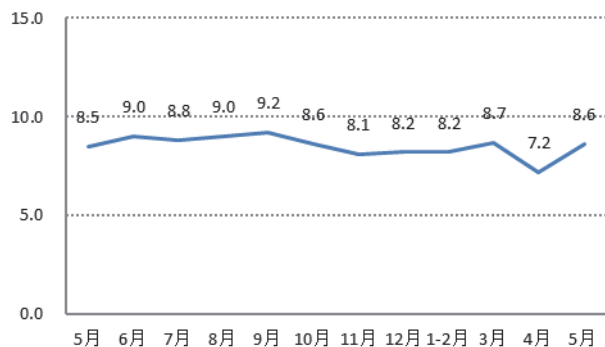
	5月	1-5月
工業生産者物価指数(PPI)	0.6	0.4
うち生産資材	0.6	0.3
うち採掘	6.1	3.7
原材料	▲0.6	▲0.9
加工	0.5	0.5
生活資材	0.9	0.7
うち食品	2.2	1.4
衣類	1.5	1.6
一般日用品	0.4	0.3
耐久消費財	▲0.8	▲0.5
工業生産者仕入物価指数	0.2	0.2
うち燃料、動力類	1.4	0.7

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



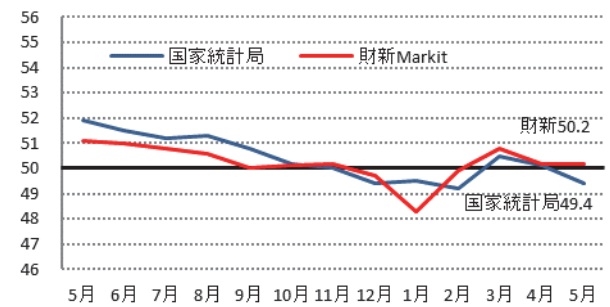
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

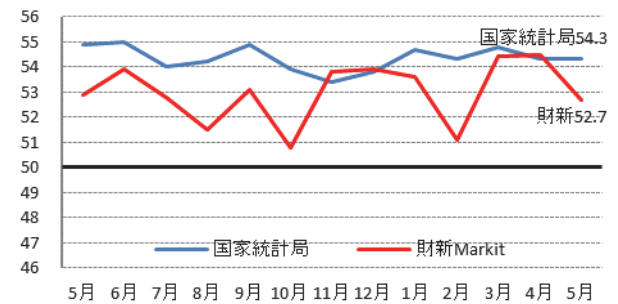
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

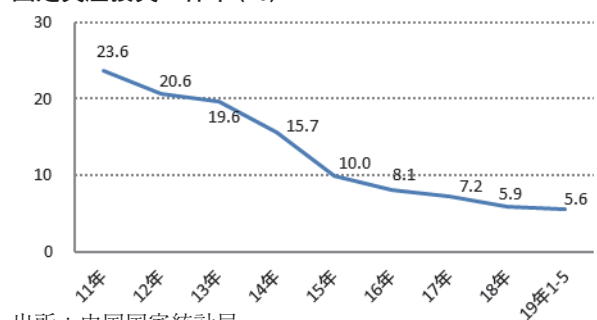


中国の固定資産投資

1-5月分月の固定資産投資

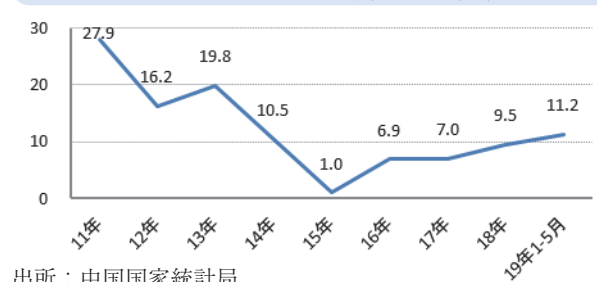
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		217,555	5.6
産業別	第一次	5,837	▲2.3
	第二次	73,138	3.2
	第三次	138,580	7.1
地域別	東部	N/A	4.3
	中部	N/A	9.3
	西部	N/A	5.7
	東北	N/A	▲7.6

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

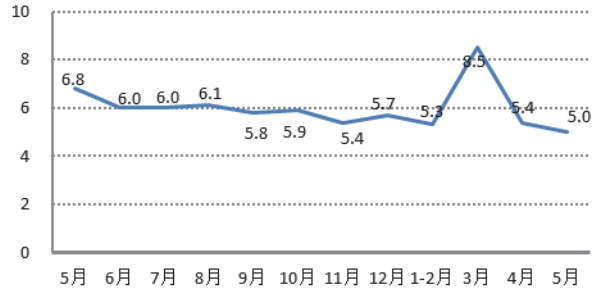
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	5月	1-5月
一定規模以上の工業生産	5.0	6.0
内訳 鉱業	3.9	2.6
製造業	5.0	6.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.9	7.5
内訳 国有企業	3.7	4.7
株式制企業	6.6	7.2
外資系企業	▲0.3	1.3
私営企業	7.8	8.8

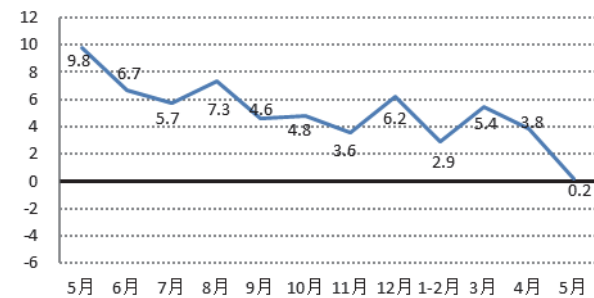
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



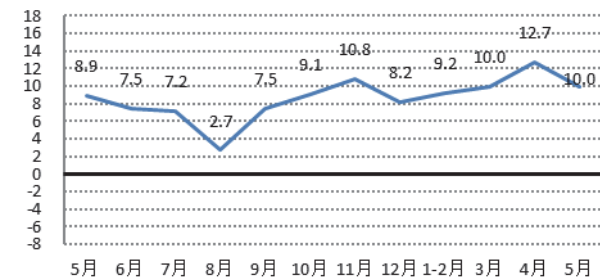
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



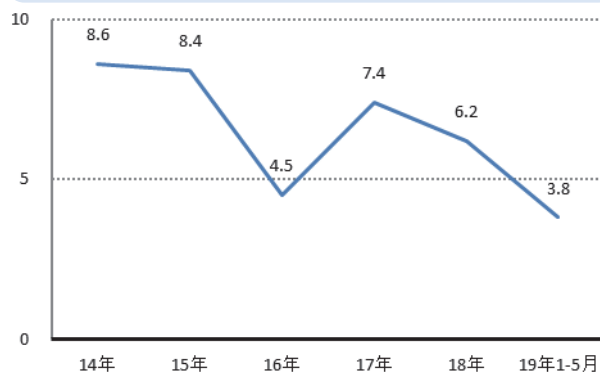
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

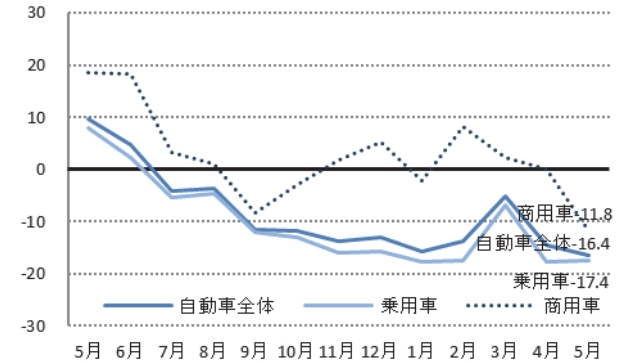
中国の自動車販売台数

台数：万台

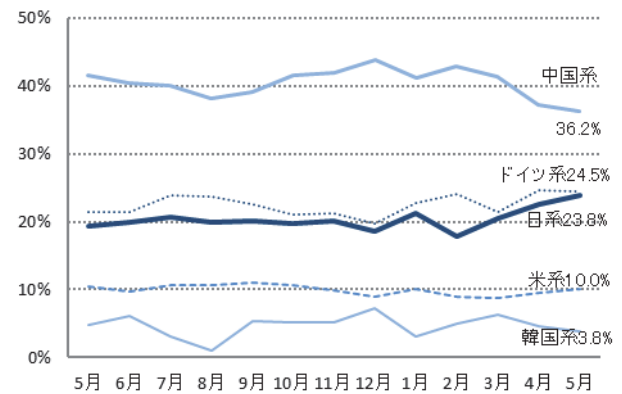
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
19年5月	191	35
19年1-5月	1,027	187

出所：中国汽车工業協会 ※中国産車のみ。輸入車を含まず。

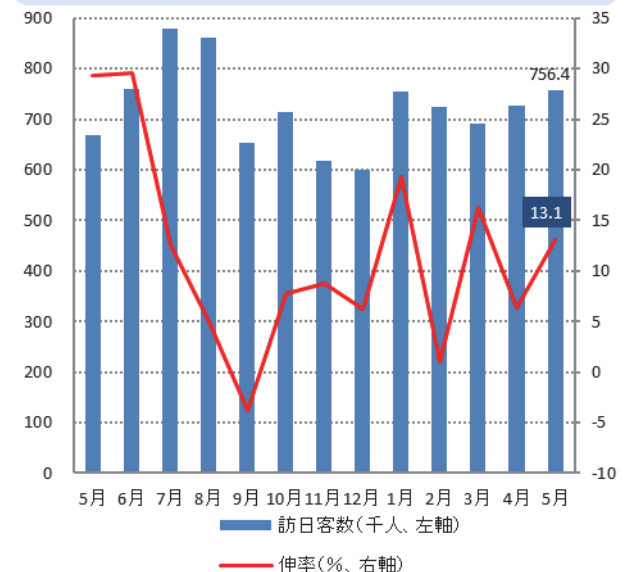
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局